

予算特別委員会会議録（ 6 ）			
日 時	平成 9 年 9 月 2 4 日（水）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 1 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	岡本委員長、新野副委員長、前田・大竹・大畠・佐野・久末・ 佐々木（勝）・武井・浅田・阿部・琴坂各委員		
説 明 員	市長、小原助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・ 市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育 各部長、国体準備・小樽病院両事務局長、保健所長、消防長、 土木部参事 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に大畠・佐々木(勝)両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者より報告を求める。

(総)総務課長

「米空母等入港に伴う関係経費について」

資料に基づき説明。

委員長

総括質疑に入る。

大竹委員

米空母入港に伴う関係経費について

支出と収入の差額が国から支払われることになるのか。また、科目としては特別交付税として支払われるのか。

総務部長

財源補填は差額ではなくあくまでも支出全額をお願いするつもりである。また、科目としては確かに特別交付税という話も道や自治省でしているようである。

大竹委員

国道5号拡幅について

国道5号の拡幅に伴い、民間の土地の買収は進んでいるが、公共の土地については銭函消防署と市営塩谷E団地部分が進んでいないようである。官公庁関係は開建が直接交渉しているとのことであるが、建築都市部はどのように対応するのか。児童遊園、駐車場等利便性の問題もあり早急に決着をつけるべきではないか。

建築都市部長

3年位前から開建や用地対策室と話し合いを進めているが、塩谷市営住宅についてはA・B・C・Eの団地が道路拡幅に関わってくるが、そのうち塩谷E以外は住宅敷地に直接影響はないようである。塩谷Eについては、前面長さ40メートル、奥行き12メートルの部分、具体的にはプロパン庫、自転車置き場、児童遊園に直接かかっている。これについては、基本的な考えを開建に示しており対応も含め事務的な整理はしているので、開建として補償等の問題について詰めている段階であり、住宅課の事情で遅れているものではない。

大竹委員

市営住宅を作るにあたって住民サービスを考えると広場確保が重要だと思うが、塩谷E団地は代替できる土地が確保できないと聞いている。その部分は解決しているのか。

建築都市部長

プロパン庫や自転車置き場は残った部分で対応が可能であるが、児童遊園については、近接の土地の地主と交渉しており用地を確保できれば対応していきたいが、今のところ整理はついていない。もし用地が確保できなければ、児童遊園はなくなるかあるいは極端に狭くなってしまう可能性もあるが、隣の塩谷C団地に公園課で管理している児童公園もあるので、その中での対応も含めて考えてはいるが、できる限り児童遊園の確保に努めていきたい。

大竹委員

実際道路拡幅は多くの人にとって役立つことであり、そこに住んでいる人の利便だけ重視するわけにもいかないとは思いますが、できるだけ児童遊園を確保できるように検討をお願いしたい。

また、銭函・桂岡地区の用地買収状況と、開建や地主との話し合いの中での問題点と解決策を示せ。

土木部用地対策室長

平成7年度より用地補償業務を始めており、平成8年度末で31%程度の進捗率となっている。平成9年度の業務は、地権者が多く残っており代替地の確保等の問題があり遅れ気味である。また、道路と宅地の取り付け、駐車

場スペースの確保、冬期間の屋根の除雪等の課題があり、これらの調査業務の委託を国に要請しているところである。いずれにせよ補償業務が順調に進むよう開建と協議し対応していきたい。

大竹委員

連続した形で用地買収が進まないとい工事自体進めることができないので、できるだけ連続した形で買収が進むよう努力をお願いしたい。

また、上水道・下水道、雨水対策、市道の取り付け等も関係してくると思うがそれぞれどう取り組むのか。

下水道事業所長

上下水道については工事の進捗状況に合わせて進めている。

土木部建設課長

雨水対策については、例えば雨水渠の整備については市、道路の縦断管で対応できる部分は国でやる等、国で行う部分、市で行う部分について協議しながら進めている。市道の取り付けについても、それぞれの市道について開建からいろいろな案を出しており、その内容について道路事務所等と協議しながら方向性を出している状況である。

大竹委員

上下水道について進捗状況に合わせるのは当然であるが、実際の全体工事の流れを阻害することはないのか。

水道局工務課長

開建の担当者と十分協議をしながら工事を進めているので進捗に支障はないと考えている。

大竹委員

上下水道工事については前もって時期等の打合せを密接にしてスムーズに進めてほしいと思うがどうか。

下水道事業所長

現在もそのような形で進めているが、なお一層密接な打合せをしながら進めていきたい。

大竹委員

雨水対策、取り付け道路の関係についても地権者との問題もあると思うので、スムーズに工事が進むような対応をするよう一層努力してほしいと思うがどうか。

用地対策室長

道路や占有者の関係も含め開建と調整していきたい。

前田委員

消防団について

平成9年度予算額約8,600万円の主な用途を示せ。

消防団本部長

人件費、団員永年勤続等表彰費、消防団員退職報償金、小型動力ポンプ等整備費、消防団員等公務災害共済保険料、消防団員退職報償金負担金、北海道消防協会負担金、北海道消防協会後志地方支部負担金、その他となっている。

前田委員

項目別にみると常勤は被服費があるが非常勤にはない。最後に消防団員に制服等を支給したのはいつか。

消防団本部長

冬の制服・制帽は平成6年・7年の2年度にわたって支給している。盛夏服・盛夏帽は昭和53年以降支給していない。作業帽・作業服は昭和63年、防寒外套は平成元年、防寒衣についてはまだ15年経過していない。

前田委員

盛夏帽・盛夏服は支給から19年、使用期間が過ぎて12年が経過しており、作業服・作業帽についても支給か

ら 9 年、使用期間がすぎて 4 年が経過している。このように使用期間が何年も過ぎている状況についていつ改善するのか。

消防団本部長

確かに盛夏帽・盛夏服については 2 0 年近く経過しているので、来年度には財政当局にお願いし検討したい。

前田委員

財政部として、この状況についてどう考えるか。

財政部長

消防団の役割も重要さを増しており、また苦情も多いとのことから、実際の状態を勘案した上でこれまでも予算要求をしてきたことと思う。来年度以降については今の話は十分認識しているが現時点ではお答えできない。

前田委員

近年消防団員に対する要望・要請が複雑・多様化している中で、いざという時に痛んだ制服で出勤しなければならないという団員からの苦情もある。防災の最高責任者である市長はどう考えるか。

市長

内部でよく相談しながら検討したい。

阿部委員

新ガイドラインについて

これはいままでのガイドラインを一層強化し、日本が国連に協力できるよう憲法まで変えようという考えで出されたものであるが、市長はどう受け止めているか。

市長

今回のガイドラインは憲法の範囲内、専守防衛、非核 3 原則の遵守が前提条件であり、また従来のガイドラインの原則を踏襲していると聞いている。

阿部委員

基本的な考えとして国連憲章や国際法に合致する、あるいは国内法令に従うとしているが、いままでのガイドラインにしても日米安保にしても本当にこれらが守られてきたのか疑問である。例えば自衛隊にしても憲法上認められているものではなく、憲法上は軍隊をもたないとなっている。また沖縄の強制利用についても憲法とはかけ離れており、日米安保優先の立場から行われているものである。これで本当に日本の憲法が守られているのか市長の考えを伺いたい。

市長

我々は平和と安全を守る立場で憲法の範囲内で組織や制度が設けられているものと考えている。

阿部委員

新ガイドラインの中身を見ると憲法の範囲内とは思えない。

ガイドラインは大きく分けて

平時の日米協力

日本への武力攻撃に対する協力

日本周辺事態への協力の 3 つに分けられると思うが、この中の周辺事態について市長の見解を示せ。

市長

周辺有事は今回のガイドライン見直しの大きな課題であると思うが、場所を特定するのではなく事態の性格によることであり、外交上の問題もあり抽象的な表現になっているものと思う。いずれにせよ日本の周辺で何かが起こり、そのことが日本の平和や安全を脅かすような場合を想定しているものと考えている。

阿部委員

これまで「周辺有事」と言っていたのを「周辺事態」と変えており、またこれまでは「極東」という表現をしていたのもはずしてしまった。日本周辺事態の概念として地域を限定するのではなく性質によるものとしているが、地域を限定しないということは地域を拡大するという意味ではないのか。

市長

確かに地域に関する議論を避けている部分もあると思うが、日本の平和と安全に影響がある場合となっており、ただ地域を広げたということには必ずしもならないと考えている。

阿部委員

地域を特定しないということは明らかに枠をはずしたということであり、各新聞でもガイドラインについて取り上げているがどれを見ても拡大されているという意見である。今回空港や港の具体的な地名は挙がっていないが、今後次第に明らかになっていく中で小樽の名前が挙がるのか確かめるような考えはあるか。

市長

地域の特定についてはガイドラインの中でも表記を避けているので答えようがない。周辺有事の相互協力計画については今後日米間で詰めていくものと思うが、私は小樽港は商業港として今後も発展を図っていくという基本線を持っているので、今後もその方向で必要に応じ意思表示をしていきたいと考えている。

阿部委員

地域の特定については避けているというよりもただごまかしているだけである。市長は小樽港の平和的利用を何度も言っているが、これは商業港としての平和的利用なのか、それとも安保によって日本が守られているという前提での軍事的な平和利用も含んでいるのか考えを示せ。

市長

軍事的な平和利用という言葉はどう解するべきか分からないが、私は小樽港を軍港にするつもりはないので商業港として平和利用を目指しており、今後もそのような方向で対応していくつもりである。

阿部委員

今回ガイドラインの見直しの中で小樽市の態度は非常に注目されている。今後、空港や港について次第に特定されてくると思うが、その時になってから軍事利用反対と言っても遅いと思うので、今だからこそ自治体の姿勢を明確にすべきではないのか。

市長

先般も外務省や運輸省に商業港としての発展について言っている。新聞を見た限りでは今後どのような相互協力計画をつくっていくのか分からないが、とにかく商業港としての発展についてこれまでも言ってきており今後も必要に応じて言っていきたい。

阿部委員

このガイドラインでは明らかに米軍の活動に対する日本の支援ということで施設の利用が書かれている。今まで市長が言っている平和的利用も政府により崩されることも危惧される。市の態度を具体的に表明する方法もあると思うが、例えば「神戸方式」等の採用は考えられないか。

市長

「神戸方式」は核の問題に限られているが、先般も言った通り今回の入港にあたって外務省や総領事館等に確認を求めており、今後もさらにそれらの問題について明確にできる方法について総領事館等と相談していきたいと考えている。

阿部委員

今回の見直しによってアメリカの戦争に日本がまきこまれる可能性がますます強まったと思う。

琴坂委員

新ガイドラインについて

憲法の範囲内である、専守防衛の範囲を守っていると言うが、専守防衛の立場を投げ捨てたのが今回の見直しの中心であるというのが大方の見方であり、市長は本当に専守防衛の範囲を守っていると考えているのか。

市長

私はそのような基本線に沿っているものと考えている。

琴坂委員

安保が日本の平和に役立っているという前提のままであれば米軍を受け入れることそのものが小樽港の平和的利用であるというねじまがった解釈になると思うがどうか。

市長

安保は日本の平和に役立っていると考えているが、だからといってすぐに小樽港の軍港化につながるものではないので、今後も小樽港は商業港として発展を図っていくという基本線は貫きたい。

琴坂委員

空母入港に伴う関係経費について

外務省、自治省、道に要請することだが、具体的にはどのような形をとるのか。例えば請求書を3つにばらす、あるいは3者で協議してもらおう等いろいろあると思うがどうか。また、入港を認める際にこの件についてどこまで話し合いをしていたのか。

総務部長

全体の金額をそれぞれの所管に持っていくことになると思う。また、入港時については市長も上京し関係省庁へ行ってきたが、検討したいということと、外務省の場合は直接関係がないということで自治省に話をすると聞いている。

琴坂委員

市としてはどこから払ってもらってもいいが、このようなやり方では直接関係ない等の理由で結果的にどこも責任を持たないということにならないのか。

市長

特別交付税という形も考えられるが、外務省としても何らかの形でかかった経費の負担を検討したいと言っており、自治省にもその旨を伝えたいとのことであるので我々も自治省の関係者と直接話をしている。

琴坂委員

この1,600万円余りは第4回定例会で補正するのか。

財政部長

入港の経費については港湾総務費から支払い、その後の措置として不足分については予備費で対応したい。また、今後特別交付税の調べがあるので、その際はかかった経費について細かく記載し請求していきたい。

琴坂委員

それでは各課の時間外手当も港湾部が支払うのか。

総務部長

時間外手当については総務部で一括計上している。

琴坂委員

その場合時間外命令は総務部長が出したことになるのか。

総務部長

命令についてはそれぞれ所管の課であり、経費の支出については総務部の職員給与費の枠の中で行っている。

琴坂委員

管理職の時間外手当は請求していないが、ただ働きということか。

総務部長

請求のしようがあるのか分からないが、いまのところその考えはない。ただ研究の余地があるのか考えたい。

琴坂委員

研究すべきである。日当もなくまったくのボランティアということになってしまう。管理職に時間外勤務命令を出したのは誰か。

総務部長

私からお願いした。

琴坂委員

命令ではなくお願いしたということか。これだけの幹部職員を動かして経費が1円もかからない訳がないので、時間外手当とするかは別としても請求書の中に加えるべきである。

銭函消防支署について

銭函消防支署の部分については用地対策室は入らず開建が直轄で進めていると聞いているが、現在どのような状況になっており、消防としてはこの拡幅によってどのような問題がおきると開建に伝えているのか。

(消)総務課長

エプロンの傾斜がきつくなるため消防車の出動に支障をきたすので、開建に機能回復について要望している。なお、近々補償内容が示されるものと考えている。

琴坂委員

支障の中身について示せ。

(消)総務課長

国道沿い約1メートルの幅で削られるため、それに伴い現在約9.2%の勾配から約12.3%になり、消防車の出動時にステップやマフラーが接触する状態である。

琴坂委員

現在でも銭函の消防車は半クラッチのバックで入れているためクラッチのすりへりが早いと聞くが、わずか1メートル削ることによって何故3%もきつくなるのか。

(消)総務課長

国有地で花壇となっている部分が約3.5メートルあり、それを含めてエプロンとなっているので、実際には約4.5メートル削られることになる。

琴坂委員

国有地の部分を含めてエプロンとして使用しているという表現は正しくないと思う。実際にはエプロン部分の前には国有地があって花壇として使われている。敷地と国道をすり付けていく部分として3.5メートルの用地を開建が取得し、ここで勾配の緩和をしているという構造になっており、全体として4.5メートル削ることが車両の出動を困難にしているという認識で交渉にあたっているのか。

(消)総務課長

そのようなことを踏まえて開建と交渉している。

琴坂委員

消防側として現地での機能回復は可能と考えているのか。

(消)総務課長

機能回復については車庫の修正等いろいろ方法があると思うが、開建との補償内容を見ながら関係部局と協議し詰めていきたい。

琴坂委員

銭函支署の建物自体が時代遅れのもので現在の消防体制にそぐわないのではないかと。建物そのものが古くなったという意味ではなく、機能として古くなっているように思うがそのような認識はあるのか。

(消)総務課長

現在の施設については車両の配置等を考慮して対応している。車庫は車両の大型化により若干狭くはなっているが支障なく対応している。

琴坂委員

「支障なく」というところに認識の違いがあるように思う。シャッターがこわれているということで見に行ったら、修理する部品がないとのことで鋸留めしており絶対にシャッターが降りないようにしていた。そのため夜間はいたずらされないよう消防車に鍵をかけており、夜間出動の際はまず鍵を開けなくてはならない状態である。また、職員の仮眠室も見せてもらったが、大事な職員をこんなところで仮眠させて責任あるものは心が痛まないのかと思う。マイホームの車庫と違い消防の車庫は車をしまっておくだけの場所ではなく準備や点検の作業が行われるところであるので、狭いと支障がでるはずと思うがどうか。

(消)総務課長

シャッターについては業者を呼び部品の交換等いろいろ検討したが結果的には部品がないとのことで現在取り替える方向で進んでいる。それまでは夜間に鍵をかけて対応しているところである。また仮眠室については職員の環境衛生面から毎年各出張所で塗装等改善を図っているが今後とも十分配慮していきたい。

消防署長

準備や点検について、朝の勤務交替時に勤務する者は車両の中に防火衣を入れ勤務を終えた者は壁にそれをかけることになっている。点検作業については各自が与えられた任務の中で確認しているが、実際に消防車が出動した場合は帰署後再度点検、あるいは車両に積み替える等の作業がある。そのような意味では十分なスペースとは言い難いがその中で現状としては十分対応していると考えている。

琴坂委員

出動態勢に支障があるとは言えないから、与えられた環境の中で支障ないようにやっているという気持ちはよく分かる。しかし実際に消防車に乗るときドアが全部開かないという事態を真正面から見べきである。ドアをあけると壁にぶつかるのでクッション材を貼っており、また後ろのドアが開いていると前座席の人はドアの下をくぐらなければ車に乗れない場合もあると聞いている。1メートル程度の幅のところに防火衣をかけて長靴をおいて着替えて車に乗るといったのはとても正常な状態とは言えない。

またエプロンの問題についてもなぜあのような場所に側溝がついているのか。エプロンは出動して帰ってきたときにホースを洗ったり点検する場所であり当然水を使うわけだが、あの側溝から山側をエプロンとして考えた場合十分な機能を果たしていないように思うがどうか。

消防署長

エプロンの前の斜めに入っている側溝だと思うが、これはホースを洗うとき等にエプロンが傾斜しているため水が下まで流れるのを防止するための排水溝である。

琴坂委員

それであれば国道側の敷地の境界にあるべきだと思う。

消防銭函支署の役割について将来展望がないように思う。ここは後から救急車が配置されその車庫が付け足されており、隊員の増えた分だけ事務室も手狭になっている状況である。銭函は宅造等により人口が増えている地域で

あり、国道に面した出入りの渋滞等の問題、石狩湾新港の問題もある。また、工業団地もありシュノーケル車等の配置、さらには高規格救急車の配置等消防車両は大型化すると思うが、現状でも車庫内ではドアが開かないため消防車に積んである工作機材の積みおろしもできない状態である。この地域について消防としてどのような将来展望を持っているのか。

(消)総務課長

現在の庁舎の位置や消防力については将来発展にも対応できるものと考えている。なお今後の発展状況をみながら検討していきたい。また、救急隊員の配置に伴う車庫・事務室の使用については改築を行っており支障なく対応している。

(消)警防課長

高規格救急車が導入された場合確かに現在の車庫では高さが不足する。実際の導入については今後の人口増その他の状況変化によって検討していきたいと考えている。

琴坂委員

将来展望について望みが低いように思う。現在改築がせまられており、また工業団地をひかえている中このままではいいはずがないと思うがこのような問題について消防では検討しているのか。

消防署長

確かに銭函地区は工業的施設が増えているが、実際に人口として定着している部分は少ないという問題があり、また、石狩湾新港については石狩消防と応援協定を結んだ上で対応してもらっている。このようにこの地区には様々な問題があるが、シュノーケル車や高規格救急車の配置の検討等も含めて小樽市の中で今後さらに発展する地域と考えているので、消防体制としてどうあるべきか将来ビジョン的なものも検討した上で、無条件で全部とはいかないが十分考えていきたい。

琴坂委員

銭函の将来展望を考えた場合、消防力の面でアンバランスになっているように思う。また、大所高所的な判断をし集団検討の中で開建と交渉するのではなく、開建の回答を待っているような状況である。小樽側の主張を明確にし、手戻りしない方法等について検討をしてトップで判断した上で交渉を行い早期に国道が拡幅できるようにすべきと思うがどうか。

市長

銭函支署の今後のあり方については行政改革の一環として検討することとなっているので、それも踏まえて進めていきたい。また、開建との交渉についてはいろいろな問題点のあることが分かったので内部的に協議し対応したい。

琴坂委員

築港再開発について

以前、地財促進法による自治大臣の承認の問題で、自治省に尋ねたところ協議の必要なしとの回答だったという答弁をしたと思うが、私が上京し自治省と話をした中では協議必要なしと回答したという記録はあるが、どのような判断で回答されたかは分からないので時間が欲しいとのことであった。議会が終わり次第再度自治省に行く準備をしているが、実際どのような状況で回答を得たのか。

築港地区再開発室長

後志支庁経由で道庁と協議を進めているが、平成6年2月に後志支庁と自治省協議が必要かどうかを話し合い、その中では公金ではあるが区画整理の保留地財源であるため地方財政に与える影響はなく自治大臣との協議は必要ないとの道の見解が示され議会でも報告したところである。平成7年9月に道から自治省に事業の概要等について照会をしながら自治省の見解を示してもらえるように我々も道に働きかけをし、その後これまでの経緯等も含め説

明した中で、11月に直接自治省に行った際に、建設省とも協議した上で道庁経由で回答するとの返事もらった。最終的には平成8年1月29日に道庁経由で市に電話連絡があった。この内容については議会でも報告したが、駅舎の新築については区画整理法に基づいて行う事業であり、地財促進法第24条第2項の「法の定めのない負担金等の支出の禁止」には当たらず自治省協議の対象にはならない、また駅の処分に関して土地区画整理法第2条第2項でその物件の設置・管理・処分に関する事項も土地区画整理事業に含まれるという考え方なので、これに基づく処分であれば問題ないが、特殊なやり方を考えているなら再度協議して欲しいとのことであった。

琴坂委員

平成8年ということであれば1年前であり自治省が決定にいたった経過の記録がないというのは理解できない。道庁は本当に自治省に照会をしていたのか。また道庁の判断に誤りはなかったのか。

築港地区再開発室長

道庁の照会については、私も3度ほど担当者と自治省に行っており、前に照会した件として話をしている。この話し合いは正式協議ではなく正式協議が必要かどうかの協議であるため公文書でのやりとりはなかった。事業の内容等も含め道庁は熟知していない部分もあるため、我々も自治省に直接説明しているので道庁判断も含めて間違いがなかったと考えている。

琴坂委員

道庁が不慣れであるというが、室長の判断にも間違いがなかったのかと疑問に思う。当時道庁は我々に、駅舎の設置はできるが処分については小樽市への宿題となっていると言っていたが、自治省の方は道庁に問い合わせたがそのような話は聞いていないと言っている。平成8年7月19日に協定書を結んでいるが、これは当時の理事者の答弁によると、必要はなかったが、共産党が駅舎の100メートル移転はJR側は必要としておらず、新しい駅舎に営業の機能が移ってくるという担保がないということで結んだものであるとのことであった。昨年3定で、自治法上議決がないのに協定書を交わしたことが問題となり、重ねて確認書を結んだ。また、市がJRに駅舎を渡す場合には、自治大臣の承認を停止条件とした協定書を結ぶように行政指導ではなっているが、最初に結んだ協定書にそのような条件は入っていなかった。そのような意味では道や国の問題ではなく市の研究不足もあったと思うがどうか。

築港地区再開発室長

昭和62年3月の通達で鉄道会社に寄付する場合の支出については事前協議の様式が決まっており、地財促進法施行規則第10条の2に定められている様式では、自治大臣あてに地方公共団体の長がこのように協議をしたいという正式書類の中に停止条件が必要であるということである。我々の話し合いは、それ以前の正式な協議や書類が必要かどうかという協議であり、その時点で必要ないとなったので、法や規則に基づく書類まで到着しておらず、停止条件等の取り扱いは特にしていない。

琴坂委員

駅舎の設置はできるが、最後に財産の処分をするときに適法に処理されるかという見通しを間違ったのではないかと。

地財促進法は自治大臣の承認を受ければ適法という法律であり、そのような意味で特別法なのかと思うが、現実には7億円もの財産を無償で処分する当事者として、当初協議がいらなかったと言われたのが今になって自治省は知らないと言っており、まさにそれが裁判の争点になっている。そのような意味でも研究不足ではなかったのか。

築港地区再開発室長

縦割りの部分で、自分の領域で判断のつかないところは市で考えなさいということもあるのかと思うが、また、自治省の関係の解釈を建設省に土地区画整理法をからめて照会しても返事できない、土地区画整理法のことを自治省に聞いても余りよくわからないというように、はざまの中で渡って歩かなければならないという事情もある。

自治省との協議の中では、最終的に公共団体の施行でつくるものなので処分についても施行者の事業であるという解釈については、建設省に聞いた上で自治省として判断することであり、その結果、土地区画整理法第2条第2項の中で行える事業が処分までということで認識しているので、自治大臣の承認は必要ないとの判断であった。道からは手続きの問題として、組合施行の場合は定款にうたっていれば具体的な手続きは必要ないが、公共団体の場合規定の中には処分をする手法は何もないため、それが議会の議決を経てできるものなのか事業計画に載せておけばできるようなものなのか、これらの手法も含めて小樽市で検討してほしいと言われているが、基本的には正しく進んでいると認識している。

琴坂委員

国は各省ごとにそれぞれ自分の持ち分だけ適法であればよいが、小樽市はそれらを総合して進めなければならない。区画整理であろうが保留地処分であろうが出来上がったものは小樽市の普通財産であり、これを処分するのに自治省が関与しないことがありえるかどうかの確認が抜けていたのではないか。今回の話を基にまた自治省に行ってくるが、最終的な見通しのないまま展開された事業であると思う。

ヒルトンホテルについて

法人の設立の状況について示せ。

(築港)長川主幹

今年の4月28日にベイシティ開発の100%出資会社として小樽ヒルトン株式会社が設立された。

琴坂委員

ヒルトンホテルの建物の所有とホテルの経営はどのようになっているのか。

(築港)長川主幹

小樽ヒルトン株式会社がホテルを建設しその分だけ所有するが、建物自体ホテルだけではなく付随する施設が多いので区分所有が難しければ持ち分を按分して所有する形になると聞いている。経営については、小樽ヒルトン株式会社は経営ノウハウを持っていないためヒルトン・インターナショナルと全面業務委託契約を結ぶこととなる。

琴坂委員

今のところヒルトンの資本参加はまったくないということか。

(築港)長川主幹

小樽ヒルトン株式会社に対する出資というのは現在のところないがホテルの円滑な経営のために参加している。

琴坂委員

ヒルトンが出資していないのに何故運営できるのか。また何故出資していないのにヒルトンホテルを名乗れるのか。

築港地区再開発室長

現在小樽ヒルトンは1億円出資し、どこにでもある世界的なヒルトンホテルというイメージではなく、小樽のシンボルになるようなものを建設するためヒルトンホテルの担当者呼び準備を進めている。聞いている話では、来年の春には総支配人が配置される予定であり、実際に運営が開始されるまでに北海道の有力法人に出資を願って、一定規模の法人の資本金を整理していくとのことである。その中で将来的には何%になるか分からないがヒルトンホテルも出資する考えもあるとのことであり、また極東・オーストラリア方面の担当社長が副社長になる等、運営責任についても整理をしているとのことである。

琴坂委員

運営責任を負うとなれば出資するのは当たり前だと思う。出資もせずにヒルトン・インターナショナルはどのように小樽ヒルトンに運営責任を負うのか。また、このような状態で何故ヒルトンの名前が使えるのか。何千万円か払えばヒルトンの名前が使えるという話もあるがどうか。

築港地区再開発室長

小樽ヒルトンとヒルトン・インターナショナルが委託契約を結んだ中で、例えば名前だけという話も出ていますが、もしれないし運営等を含めいろいろ話をしていることと思うが、これ自体いくら開発の目玉といっても商行為の中身を見せるとまでは要求していない。運営の責任については、最終的にはヒルトンの極東担当役員も入るとのことであり、株式を持たなくとも 1 つの責任の持ち方であると考えている。また、全国的にもこのような形態は当たり前であると聞いている。

琴坂委員

小樽ヒルトンとヒルトン・インターナショナルとの間で、現状として委託契約はかわされているのか確認したい。また、総支配人が来るということではあるが、確認申請の設計の中にヒルトン・インターナショナルの思想は盛り込まれているのか。

築港地区再開発室長

今年の 4 月に法人設立をした時点で記者会見をしており、その中で委託契約について発表しているところから見ても、実際に契約しているものと考えている。設計についてはどのようなものがヒルトンの思想なのか熟知していないので、今後担当者と協議し勉強していきたい。

琴坂委員

建物の設計は運営の思想が表れるものであり、確認申請の段階でヒルトンの思想が反映しているかどうかはホテルの成功の重要な柱だと思うが、そのような認識はしているか。

築港地区再開発室長

ヒルトンホテルの思想というものはよく分からないが、例えば地下に高級ブランドの物販を展開する、開業 1 年前には総支配人を送り込んでホテルの中に寝泊まりする等、ヒルトンホテルという立場で責任をもっていると判断している。全体としては小樽独自のものと考えているので、例えば香港のヒルトンホテルと違うからヒルトンの思想が入っていないということにはならないと考えているが、詳細は分かっていないので整理していきたい。

琴坂委員

O B C はヒルトンホテルが開発の中心核に決定したと言っていたが、これはすなわち中心がアミューズメントからヒルトンホテルに変わったということであり、それを小樽市も了承しているので、民間のことだから分からないでは無責任である。契約の中身等についてもチェックすべきではないか。

小原助役

勉強不足、情報不足であるので今後これらの件について話を聞きながら対応したい。経営が十分かどうかについては専門家と議論した上で進出しているものと考えているが、支障のない範囲で聞いていきたい。

休憩 午後 3 時 1 0 分

再開 午後 3 時 3 0 分

佐々木(勝)委員

今年は小樽市の核兵器廃絶平和都市宣言から 1 5 年目であり、節目の年であると思うがこの重みについて教育長はどう受け止めるか。

教育長

確かに 1 5 年目の節目であるが、平和については毎年考えるべきものと思う。市民にとってこの宣言は非常に重要なものであるので、家庭・社会・学校で認識を深めていくことが大切だと考えている。

佐々木(勝)委員

平和教育に対して具体的にどう取り組んでいるのか。

教育長

平和については常々学校の授業の中で教えているが、特に小学6年生は約20時間、中学2年生で約40時間、戦争や平和等について教えている。我々はこのような教育活動が計画的に実施されていく過程で児童や生徒の平和感覚も養われていくものと考えている。

佐々木(勝)委員

環境問題について

子供たちも含め教育現場では環境問題について非常に関心を持っていると思うが、小型焼却炉の問題についても給食の残飯処理の問題についても、現場からの声に機敏に対応しているのか疑問に思う。下水道終末処理場については小学校3年生か4年生で見学に行くと思うが、見学状況について示せ。

環境部主幹

正確な件数はおさえていないが、清掃センター及び廃棄物処理場それぞれ年間7～8校程度が見学に来ており、一回につき30～100名程度の児童が来ている。また環境部管理課に、ゴミ問題について直接聞いてくるケースも年に4～5回ある。

佐々木(勝)委員

今後施設見学や体験学習など生きた学習がより求められると思うが、それらについて環境整備をしていく用意はあるか。

環境部主幹

学校教育については、これまでも小学校4年生向けに社会科の学習資料を毎年送っているが、今後例えばリサイクルセンターについても、見学者に対し処理の流れ、あるいは空きビンの活用等について解説パネルを設けるなど努力していきたい。

佐々木(勝)委員

積極的に宣伝し、より多くの見学を受け入れるようにしてほしい。

子供の権利条約について

学校教育の場だけではなく、市民や家庭にどう啓蒙していくかが課題となっていたが、その後の経過を示せ。

青少年女性室長

子供の権利条約の周知について今年の第1回定例会で話があり、我々も関係部局と調整を進めているが、ある程度まとまってきたのでできるだけ早い時期に結論を出したい。

佐々木(勝)委員

具体的な計画やスケジュールについて示せ。

青少年女性室長

計画について概要のたたき台ができたので、10月に各部局で再検討し、できれば11月の早い時期にパンフレットを抜粋したものを発行したいと考えている。当面はそのようなことから周知の徹底を図っていきたい。

市民部長

総合計画の基本計画の中でも子供の権利条約の周知について継続的に進めることをうたっており、現在そのための素案をつくっているところである。

武井委員

米空母インディペンデンス入港について

予想以上の見物客が来たと思うが当初はどの程度を見込んでいたのか。

総務部長

横須賀の一般公開時が3万5千人とのことであったので、それをひとつの目安にして考えていた。

武井委員

費用について当初300万～400万円程度と予想されていたのが結局1,600万円くらいになったわけだが、これらのほかに当初防衛庁に入港の条件として入出港時に施設に損傷を与えたときは補償するよう申し入れていたが、今回の資料を見ると小樽市の方で保険料を出しているようであるが、これはおかしいのではないか。

(総務)総務課長

小樽市がかけている保険は施設に対するものではなく見学者が怪我をした時のために安全上かけたものである。

武井委員

他にこの資料に出ていない金額はないのか。例えばゴミ箱についても、当初予算では30個予定されていたのが今回の資料には計上されていないが、このようなものは他にないのか。

環境部長

ゴミ箱30個については清掃センターにあるものをそのまま利用したため、賃借料としては計上されなかった。

武井委員

船がくるからこの際やっしまおうというような工事はなかったか。

港政課長

便乗して行った工事は一切ない。

武井委員

埠頭に水たまりがあり、見物客が通るところであったため砂利等を入れたと思うが、そのような工事もあったのではないか。

(港湾)工務課長

確かに水たまりの部分に砕石を入れて簡単に通路を確保したが、費用についてはわずかでありそのための出費という性格のものではないと考えている。

武井委員

経済波及効果について

予想外の経費がかかったが、経済波及効果も予想外なほど得られたと考えているか。

商工課長

当初から経済波及効果を上げるためのものではなく、付随的に効果があるというように考えていたので、数字的なものは出しかねる。商工会議所では36万2,500人が一人500円使えば1億8,000万円くらいになるだろうという試算もしているが、具体的な調査を行っているわけではないので明確な金額は答えられない。

武井委員

一人500円という計算は順当だと考えるか。

商工課長

順当といえば順当だが、場合によっては市外からの見物客も多かったため、交通や周辺施設の利用等を考えるとそれを上回っている可能性もあると考えている。

武井委員

36万人も来たのだから経済効果を試算すべきではないか。特に食堂・駐車場・交通機関等相当影響があったと思うので、市長が許可した以上は試算し、評価するところは評価すべきではないか。

小原助役

インディペンデンスの入港にあたってはいろいろと議論があった中で、我々はあくまでも市民の安全や商港とし

ての機能を損なわない範囲で認めてきた経緯がある。その中で経済効果というのは付帯的な要素であり、この件について調査する考えは初めから持ってなかったので、商工会議所が試算した範囲の中で理解いただきたい。

武井委員

許可した市長を支える意味でも試算すべきである。我々もその結果を見てここの焦点が間違っていた等の判断もできるのでぜひ要望したい。

張碓峠碎石場について

朝里2丁目、3丁目までほこりが飛んでくるとの苦情があるが環境部は聞いているか。

環境対策課長

特に苦情はきていないが、粉じんについては長年問題となっており、毎年シーズン初めに小樽開建主催で国道5号の張碓地内道路の汚染に関する会議が開かれており、開建、小樽市や市内6事業所が集まり対策について協議している。今年は5月9日に開かれその中では、道路の途中に溝を掘りバウンドさせてダンプのタイヤに着いている泥を取り除き散水する装置について、設置していないところは工事をするという協議をしており、現在工事が完了している状況である。また、道路についた泥については、トンネルをはさみ小樽側は1社、札幌側は3社で毎日朝夕の2回清掃をして状況である。その他碎石場の砂利がベルトコンベアで集められる際に粉じんが発生するため、その対策として1社はすでに集じん機を取り付けているが、その他の事業所については取り付けるよう指導しており、1社は取り付ける予定となっている。また、維持管理の面で徹底されていない部分もあり、後志支庁や開建と連携をとりながら指導を徹底したい。

武井委員

これについては法律上どのような規制があるか。

環境対策課長

大気汚染防止法の中で粉じんを巻き上げないようにするという事で整理されている。

武井委員

現在改善中とのことだが、舞い上がった粉じんが草木の葉につき、風が吹くとそれが朝里まで飛んでくるという状況なのでぜひ早期に対処してほしい。

浅田委員

米空母インディペンデンス入港について

かかった費用について特別交付金を考えているとのことだがその見通しはあるか。

市長

事前に感触はあったのでぜひ全額処置してほしい。

浅田委員

仮に全額処置されなかった場合、特に時間外手当等どのようになるのか。

総務部長

すでに債権・債務は発生しており、すでに支払済となっているが、ぜひ全額処置されるよう要請していきたい。

浅田委員

市商連の懸賞論文について

感想を聞かせてほしい。

経済部長

「人あふれるいきいき商店街活性化策」の論文公募をした結果、小樽在住の和田さんの「小樽という名のテーマパークの誕生」が最優秀作に選ばれたが、この中では大きく2つの提案がなされている。1つは小樽全体をテーマ

パーク化する、もうひとつはテーマパーク化するためには動線が非常に大きな役割をはたす、ということである。具体的には小樽のまちは近代的な施設よりも、むしろ古いものを重視したほうが魅力的なまちになるのではないかとということで、例えば「リトル香港」構想についても述べられており、いろいろな意味で小樽の商店街づくり、あるいはまちづくりのヒントが隠されていると感じた。

浅田委員

これが最優秀作となったことをうけて今後どうするか等話し合ったか。

経済部長

他の作品も含め早い時期に見せてもらったが、市商連としてはこの成果を改めて市と話し合いたいということであり、まだ具体的には話し合っていない状況である。

浅田委員

別な観点から言うと、商店街が大型店に対抗するためには公園や休める所等、商店街の環境整備が重要であるという意見もある。以前から言っているが、丸井のアトリウムについても憩いの場として機能しておらず、例えば、エアカーテンを設置し夏涼しく冬暖かいようにする等考えるべきと思う。また現在新日本海フェリーのホテルが建設中となっているが、このホテルと都通り商店街が提携して、例えば1階のロビーに市民がゆっくり休める広場をつくってもらえ等考えるとこの一帯が生きてくるように思う。このような環境整備をしていかなければならないと思うが、建設中のホテルの1階部分に広場を設置してもらえようお願いはしているか。

経済部長

新日本海フェリーのホテルについては、商店街とそのような視点での話し合いをしているかまだ承知していないが、商店街とホテルとがどう連携をとるか、商店街としてもホテルの客をどのように呼びこむか等が非常に重要になってくると思う。また、商店街から特に要望が多いのは、例えば商店街でまとまって何かイベントを開催できるようなスペースの設置について等であるが、これについては昨年度にまとめた特定商業集積整備基本構想について具体的に商店の方々とどう考えていくかも含めて、話し合いの中で検討していきたいと考えている。

浅田委員

都通りに4店舗ほど空き店舗があるがわずかな距離で4店もの空き店舗があることについてどう考えるか。

(経済)竹田主幹

昨年度も1件の空き店舗があったが、年末の売出しの際客の休憩場所として1ヶ月ほど開放したという経緯もある。現在の4店の空き店舗について、都通りとしてはいろいろなイベント等の事業に取り組んでいるのが9月で終了したのち、商店街の活性化委員会等もあり、その中で商店街としてどのように活用するか検討すると聞いているので、市としても中に入りながらいろいろな支援策を活用していきたい。

浅田委員

小樽の顔なので、OBCが来る前にこのような状態では非常に不安である。ぜひ検討してほしい。

丸井のアトリウムについて

今のままでは非常に閑散としており、人が座って休むような場所ではないように思う。

やはり改築等を行い、市民が気楽に休める場にしなければならないのではないかと。本来ここは市が提供している土地であり、商店街の活性化という意味からも環境整備をして有効活用すべきと思うがどうか。

建築都市部長

現在地元で貸して使ってもらっている状況であるが、確かに理解できる部分も多いので、実際貸している人々にも話を聞きながら、必要に応じて経済部とも連携を取り、よりよい活用が図れるよう検討していきたい。

浅田委員

都通りも重要であるので、商店街と話をしながらいろいろな土地利用も含め審議し、活性化に努めてほしい。

大島委員

小樽運河浅草橋付近護岸の石垣について

海側の石垣が一部くずれて穴が開いているが、この石垣はいつ整備したのか。また、早急に対処しなければまたくずれる恐れがあると思うがどうか。

(港湾)工務課長

浅草橋付近の護岸については昭和 6 0 年にかさ石の取り替えを行っているが、当時の調査では護岸本体に特に異常がみられなかったため、本体は修復していない。従って石垣は大正時代から特に手は加えられていないと思う。今回指摘の箇所を確認したところ確かに石が 5 ~ 6 個脱落しており、建物にすぐに影響を及ぼすものではないが、早急に手当てをしたいと考えている。

大島委員

マリノウエーブの現状について

今年度の海上・陸上の保管隻数と空き待ち状況を示せ。

今年度パトロール船を売却したと聞いたが事実か。また売却したならばその船は引き続きマリノウエーブで保管しているのか。保管しているとすればその手続きはどのようになっているのか。

係船料について、平成 9 年度の予算の中で 5 6 0 万円が計上されているが、これは船種によって単価が違っていると思うがどのように扱っているのか。

第 1 期・第 2 期運河の利用状況について、昨年プレジャーボートの不法係留が多いということで、有料で港湾部と契約を結び貸しているようであるが、その隻数を示せ。また、新たな申し込みがあった場合、まだ係留は可能なのか。

港政課長

昨年実績でも 3 0 0 隻ということで満杯の状態が続いているが、今年度の状況については年度途中ということで押さえていないので、マリノウエーブに確認し後日報告したい。

パトロール船は平成 8 年度に売却し新たに船を購入しているが、現在の係留場所については確認していないので後日報告したい。

埠頭事務所長

5 6 0 万円の内訳について、その他の係留船の中には荒天で避難してくる漁船、はしけ等すべてが含まれており、プレジャーボート等の大きな区分けはしていない。ただ金額のおおよその内訳についてはモーターボートについては約 1 6 0 万円程度、一般の遊漁船については昨年以前に登録されていた分も含め約 1 6 0 万円程度、合わせて遊漁船としては 3 0 0 万 ~ 3 1 0 万円程度と考えている。

係船の係留隻数については、第 1 期運河で 8 月末の概数で 3 9 隻、その他にモーターボートが 6 隻となっており第 2 期運河も遊漁船とモーターボートを合わせて 3 8 隻となっており、ほとんど余裕がない状態である。ただ、船の大きさや船種により、あまり水深を必要としない場合については奥の方が利用できるため、現地を見せた上で許可する場合もある。また、月によっては短期間の係留の人もいるので、8 月末では 7 7 隻となっているが例えば船が大きくなると 7 0 隻となる場合もある。

大島委員

小樽市外航船客公共待合所について

利礼航路ターミナル跡地については小樽市外航船客公共待合所として使用しており、隣接の空地については車の不法放置を防ぐためバリケードを張ったままになっている。これらの管理はどのようになっているか。

港政課長

小樽市外航船客公共待合所については現在小樽開発埠頭株式会社と業務委託を結び、待合所の日中業務や利用者への土産品等物品販売業務を月額21万円で委託している。業務としては日常業務について管理人という形で男性1名、物品販売業務として女性1名が業務にあっている。また、業務委託の中には待合所周辺の環境維持も含まれているが、バリケードについては業務委託の中に含まれていないと考えている。

大島委員

業務委託に入っていないというが、管理人が車を高圧的に排除しているという苦情がきている。小樽は駐車場が少ないのになぜ排除するのかという苦情もきている。いろいろな事情があって閉鎖しているのは分かるが、以前は大型バス等が一時駐車をしておりそのような方向で開放すべきとこれまでも提案してきたが検討しているか。

港政課長

バリケードについては確かにいろいろな経過があってこのような状態になっているが、第3埠頭近辺に設けた観光バスの駐車場が不足しており、観光バスがいろいろなところに停まっているという状況もある。我々としても現状のように空き地にしていいのかということで、非公式ではあるが経済部と、例えば観光シーズンだけでも利用できないか等協議をしており、その他の活用方法も含め今後の利用について考えなければならないと思っている。今年度については時期を失したが来年度に向けて方針を明確に打ち出したいと考えている。

大島委員

外航船客公共待合所は船の係留の関係もあってかなりのロシア人が来ており、関係者の話では第3埠頭のインフォメーション・センターよりも多いとも聞いている。ただ対応できるだけの語学力のある人がいないとのことであり、何とかならないかとの相談もきているがどう考えているか。

港政課長

確かに話は聞いており、語学のできる人をということで開発埠頭株式会社とも、例えば日ユ協会の方にそのような人材がいらないか等話をしており、2人を採用し交代でということも検討していると聞いている。

大島委員

米空母インディペンデンスの入港について

小樽港の船舶入港状況について、8月20日から9月10日まで図面をもらったが、肝心の9月5日～7日の状況が把握できなかった。土日は作成していないとのことであるが、5日は金曜日であり一番見たい日でもあったが、米空母入港のため作成できなかったと聞いている。土曜・日曜はまったくこの図面を作成していないのか。

埠頭事務所長

入港係船状況図については、埠頭事務所の職員が毎朝見回りをし作成しているものなので、土曜・日曜は作成していない。また、9月5日については、朝6時から現地での作業等に職員がすべて勝納埠頭に出払っており、私の方で指示するのを忘れたということで申し訳なく思っている。

大島委員

これは問題があると思うので、今後、もしまたこのようなことがあった場合本業を忘れないようにしてほしい。

埠頭事務所長

非常に反省している。ただ、図面にはしていないが、パース会議の資料等で船のおおまかな入港状況については把握しているので、のちほど報告したい。

大島委員

入港係船状況図について

これは自分の船の置き場所が分からなくなるロシア人が多いということで、インフォメーション・センターに毎日置かれているが、外航船客公共待合所には置いてあるか。

港政課長

置いていない。

大島委員

ぜひ外航船客公共待合所にも置けるように考えてほしいがどうか。

港政課長

対応したい。

委員長

質疑を終結する。

休憩 午後4時42分

再開 午後5時20分

委員長

会議に諮り、議案第1号、第2号についていずれも全会一致により原案可決と決定。

閉会宣告。